

平成28年8月31日

**「中信フリーローン」「中信 住宅ローン利用者専用ローン“サポートパック”」の
商品内容を改定いたします！**

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、「中信フリーローン」「中信 住宅ローン利用者専用ローン “サポートパック”」について、下記の通り、商品内容を改定いたしますので、お知らせいたします。

お客さまにとってよりご利用いただきやすい商品とするため、今回の改定では『ご融資金額の引き上げ』『ご融資期間の拡大』『ご利用いただける方の要件の一部緩和』を実施しております。

記

1. 改定日

平成28年9月1日（木） 新規お申込み受付分より

2. 改定内容（_____部分を変更・追加しています。）

※ 商品内容の詳細につきましては、以下の商品概要説明書をご参照ください

(1) 「中信フリーローン」

	《改定後》
ご融資金額	<u>1,000万円以内</u> （10万円以上・1万円単位） ※パート・アルバイトの方は50万円以内となります。

(2) 「中信 住宅ローン利用者専用ローン “サポートパック”」

① 【目的プラン・自由プラン共通】

	《改定後》
ご利用 いただける方	次の①～⑥の条件をすべて満たす個人の方。（パート・アルバイトの方は対象外となります） ①申込時満20歳以上満65歳未満で、完済時満75歳未満の方。 ②安定継続収入があり、勤続2年以上・年収150万円以上の方。 （自営業の方は同一場所で同一業種を2年以上営業されており、前年申告所得が150万円以上） ③株式会社セディナの保証を得られる方。 ④当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ⑤当金庫の会員資格のある方。 ⑥次のいずれかに該当する方。 ア) 当金庫 <u>もしくは他金融機関</u> の住宅ローンをご利用中で、返済実績が1年以上かつ直近3ヵ月の約定返済に3営業日以上延滞実績のない方。 イ) 当金庫の住宅ローンを完済後3年以内の方。

②【目的プラン】

《改定後》	
ご融資金額	500万円以内（10万円以上・1万円単位） ※リフォーム関連資金を含む場合は <u>1,500万円以内</u> となります。 <u>※自動車関連資金を含む場合は1,000万円以内</u> となります。 ※住宅ローン返済実績1年未満の方は300万円以内となります。
ご融資期間	10年以内（6ヵ月以上・1ヵ月単位） ※教育関連資金は12年以内、卒業予定月かつ4年7ヵ月以内の元金据置も可能です。 ※リフォーム関連資金は <u>20年以内</u> となります。 ※教育関連資金とリフォーム関連資金を組み合わせる場合、期間12年超かつ元金据置のお取扱いはできません。

③【自由プラン】

《改定後》	
ご融資金額	<u>1,000万円以内</u> （10万円以上・1万円単位） ※住宅ローン返済実績1年未満の方は100万円以内となります。
ご融資期間	<u>15年以内</u> （6ヵ月以上・1ヵ月単位）

3. その他

- ・ お申込みに際しましては、当金庫所定の条件がございます。また、当金庫所定の審査をさせていただいた結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ ローンの詳細い内容、ご返済金額の試算、現在のご融資利率等につきましては、当金庫の本支店または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
- ・ 店頭にて説明書をご用意しております。
- ・ 商品についての概要は、次頁をご参照ください。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。
 ○TEL 0120-201-959 または、075-694-2729
 【平日（当金庫休業日を除く）9:00～17:00】
 ○FAX 0120-201-580
 ※フリーダイヤル（電話）は当金庫営業地区（京都府および滋賀県、大阪府、奈良県）のみ可能です。

中信 フリーローン

(平成28年9月1日現在)

1. 商品名	中信 フリーローン
2. ご利用いただける方	次の①～⑤の条件をすべて満たす個人の方。 ①申込時年齢満20歳以上満65歳未満で、完済時年齢が満75歳未満の方。 ②安定継続収入のある方。(パート・アルバイトの方も申込可能です) ③株式会社セディナの保証が得られる方。 ④当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ⑤当金庫の会員資格のある方。
3. お使いみち	自由(ただし、事業性資金は除きます)
4. ご融資金額	1,000万円以内(10万円以上・1万円単位) ※パート・アルバイトの方は50万円以内となります。
5. ご融資期間	10年以内(6か月以上・1か月単位)
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。(変動金利:年2回金利見直し型) ・ご融資後の利率については、4月1日および10月1日(休業日の場合は翌営業日)現在の「当金庫の新長期プライムレート」を基準金利として、年2回見直しを行います。原則として、4月1日基準のご融資利率は7月返済分から、10月1日基準のご融資利率は翌年の1月返済分から適用されます。
7. ご返済方法	「毎月元利均等返済方式」となります。また、ご融資額の50%までの範囲内でボーナス月増額返済の併用もできます。
8. 保証人・担保	株式会社セディナの保証をご利用いただきますので、原則として必要ありません。 ※ただし、保証会社の審査結果によっては連帯保証人をいただく場合があります。
9. 保証料	保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています。
10. 手数料	手数料は必要ありません。
11. 苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または相談室(電話・FAX:0120-355-774)へお申し出ください。 また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ(http://www.chushin.co.jp)上のお問い合わせより、インターネット(24時間受付)でも受付をしております。
12. 紛争解決措置	京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、相談室(電話・FAX:0120-355-774)または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ(http://www.chushin.co.jp)をご覧ください。 受付日時は次のとおりです。

	問い合わせ先	受付日時	電話番号
	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378
	公益社団法人 民間総 合調停センター〈大阪〉	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644
	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031
	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588
	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
	13. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・本申込によって、当金庫からのお借入総額（一部の借入金を除く）が700万円を超える場合には、当金庫の会員となっていただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時に出資金（1万円以上）が必要となります。 ・お支払いただいた保証料は、繰り上げ返済の場合も払戻しされません。 ・ローンの詳しい内容、ご返済額の試算、または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。 	

中信 住宅ローン利用者専用ローン“サポートパック”

(平成28年9月1日現在)

1. 商品名	中信 住宅ローン利用者専用ローン “サポートパック”	
	目的プラン	自由プラン
2. ご利用いただける方	<p>次の①～⑥の条件をすべて満たす個人の方。(パート・アルバイトの方は対象外となります)</p> <p>①申込時満20歳以上満65歳未満で、完済時満75歳未満の方。</p> <p>②安定継続収入があり、勤続2年以上・年収150万円以上の方。(自営業の方は同一場所で同一業種を2年以上営業されており、前年申告所得が150万円以上)</p> <p>③株式会社セディナの保証を得られる方。</p> <p>④当金庫の定める融資基準を満たしている方。</p> <p>⑤当金庫の会員資格のある方。</p> <p>⑥次のいずれかに該当する方。</p> <p>ア) 当金庫もしくは他金融機関の住宅ローンをご利用中で、返済実績が1年以上かつ直近3ヵ月の約定返済に3営業日以上延滞実績のない方。(※1)</p> <p>イ) 当金庫の住宅ローンを完済後3年以内の方。(※2)</p> <p>(※1) 住宅ローン返済実績が1年未満で上記延滞実績のない方(新規実行された方を含む)についても300万円(自由プランは100万円)までお申込みいただけます。</p> <p>(※2) 完済理由が、他金融機関での借換や自宅売却による繰上完済については対象外となります。</p>	
3. お使いみち	<p>次の①～⑤のいずれかに該当する目的資金及び他金融機関からの借換資金。</p> <p>①自動車関連資金</p> <p>②教育関連資金</p> <p>③リフォーム関連資金</p> <p>④その他の目的資金</p> <p>⑤上記①～④を資金用途とする他金融機関からの借換資金(お借入金融機関や返済状況によっては対象とならない場合があります)</p> <p>※支払先等に振込可能な資金に限ります。ただし、50万円(②教育関連資金は100万円)までは振込不要とすることも可能です。</p> <p>※当金庫のローンのみを借換することはできません。上記①～⑤のいずれかと合わせての申込みであればお取扱可能です。</p> <p>※②教育関連資金は、お支払後3ヵ月以内の資金も対象とすることができます。</p>	<p>自由(ただし、事業性資金は除きます)</p> <p>※当金庫のローンのみを借換することはできません。新たな資金と合わせての申込みであればお取扱可能です。</p>
4. ご融資金額	<p>500万円以内(10万円以上・1万円単位)</p> <p>※リフォーム関連資金を含む場合は1,500万円以内となります。</p> <p>※自動車関連資金を含む場合は1,000万円以内となります。</p> <p>※住宅ローン返済実績1年未満の方は300万円以内となります。</p>	<p>1,000万円以内(10万円以上・1万円単位)</p> <p>※住宅ローン返済実績1年未満の方は100万円以内となります。</p>
5. ご融資期間	<p>10年以内(6ヵ月以上・1ヵ月単位)</p> <p>※教育関連資金は12年以内、卒業予定月までかつ4年7ヵ月以内の元金据置も可能です。</p> <p>※リフォーム関連資金は20年以内となります。</p> <p>※教育関連資金とリフォーム関連資金を組み合わせた場合、期間12年超かつ元金据置のお取扱いはできません。</p>	<p>15年以内(6ヵ月以上・1ヵ月単位)</p>

6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫所定の利率を適用させていただきます。(変動金利：年2回金利見直し型) ご融資後の利率については、4月1日および10月1日(休業日の場合は翌営業日)現在の「当金庫の新長期プライムレート」を基準金利として、年2回見直しを行います。原則として、4月1日基準のご融資利率は7月返済分から、10月1日基準のご融資利率は翌年の1月返済分から適用されます。 																		
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 「毎月元利均等返済方式」となります。また、ご融資額の50%までの範囲内でボーナス月増額返済の併用もできます。 お使いみちが教育関連資金で、元金据置をご選択された場合も、お利息は毎月払いとなります。 																		
8. 保証人・担保	株式会社セディナの保証をご利用いただきますので、原則として必要ありません。 ※ただし、保証会社の審査結果によっては連帯保証人をいただく場合があります。																		
9. 保証料	保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています。																		
10. 手数料	手数料は必要ありません。																		
11. 苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または相談室(電話・FAX：0120-355-774)へお申し出ください。 また、上記の他にも、営業店窓口へお申し出の「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ(http://www.chushin.co.jp)上のお問い合わせより、インターネット(24時間受付)でも受付をしております。																		
12. 紛争解決措置	<p>京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、相談室(電話・FAX：0120-355-774)または全国しんきん相談所(電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ(http://www.chushin.co.jp)をご覧ください。</p> <p>受付日時は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>受付日時</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金(祝日を除く) 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>075-231-2378</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 民間総合調停センター<大阪></td> <td>月～金(祝日を除く) 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金(祝日、年末年始除く) 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>03-3581-0031</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金(祝日、年末年始除く) 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>03-3595-8588</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金(祝日、年末年始除く) 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ先	受付日時	電話番号	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金(祝日を除く) 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378	公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金(祝日を除く) 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金(祝日、年末年始除く) 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金(祝日、年末年始除く) 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金(祝日、年末年始除く) 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
問い合わせ先	受付日時	電話番号																	
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金(祝日を除く) 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378																	
公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金(祝日を除く) 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644																	
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金(祝日、年末年始除く) 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031																	
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金(祝日、年末年始除く) 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588																	
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金(祝日、年末年始除く) 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249																	
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 本申込によって、当金庫からのお借入総額(一部の借入金を除く)が700万円を超える場合には、当金庫の会員となっておいただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時に出資金(1万円以上)が必要となります。 お支払いいただいた保証料は、繰り上げ返済の場合も払戻しされません。 ローンの詳しい内容、ご返済額の試算、または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959(平日9：00～17：00)または、FAXフリーダイヤル☎0120-201-580(24時間受付)までお問い合わせください。 																		